

「和光市補強コンクリートブロック造擁壁施工指針」

(目的)

第1条 本指針は、コンクリートブロックで土留めを行う場合の具体的な構造基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 コンクリートブロックの積段数が3段以上から本指針の適用とする。また、土圧を受ける部分が2段以下で積段数が3段以上の場合であっても、本指針の適用とする。

2 コンクリートブロックの積段数は5段、かつ、高さ地上1.1メートルを超えないこととし、原則として建築物の基礎中心線より1メートル以上離すものとする。

(構造基準)

第3条 コンクリートブロックはJIS A 5406（空洞コンクリートブロック）の規定に適合するもの、又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

2 コンクリートブロックは、厚さは15センチメートル以上とする。

3 控壁は4メートル以内ごとに設けるものとする。

4 水抜き穴は、内径7.5センチメートル以上とし、2メートル以内に1ヶ所ずつ設けるものとする。

5 土に接する部分におけるブロック面に出来るだけ防水塗装を行うものとする。

6 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、そのたけは30センチメートル以上、根入れ深さは25センチメートル以上とする。

7 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂の横筋にかぎかけし、かつ、その径の40倍以上基礎に定着すること。また横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎかけする。

8 コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部はモルタル又はコンクリートで埋めるものとする。

9 フェンスについては、コンクリートブロック天端に設置しないものとする。

1 0 擁壁及び控え壁の配筋

		縦筋		横筋		備考
		呼び名	間隔(cm)	呼び名	間隔(cm)	
5 段積	擁壁	13φ以上	40以下	9φ以上	40以下	壁頂に横筋 を入れる (9φ以上)
	控え壁	13φ以上	端部のみ	9φ以上	40以下	
4 段積	擁壁	13φ以上	40以下	9φ以上	40以下	
	控え壁	13φ以上	端部のみ	9φ以上	40以下	
3 段積	擁壁	9φ以上	80以下	9φ以上	40以下	
	控え壁	無し		無し		

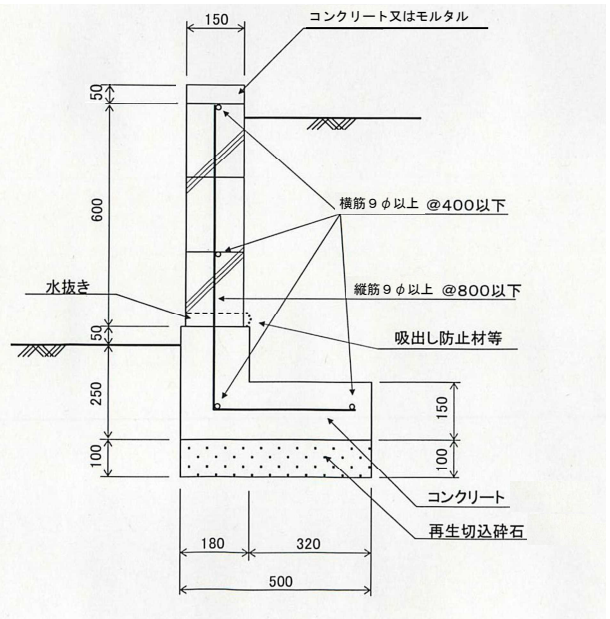
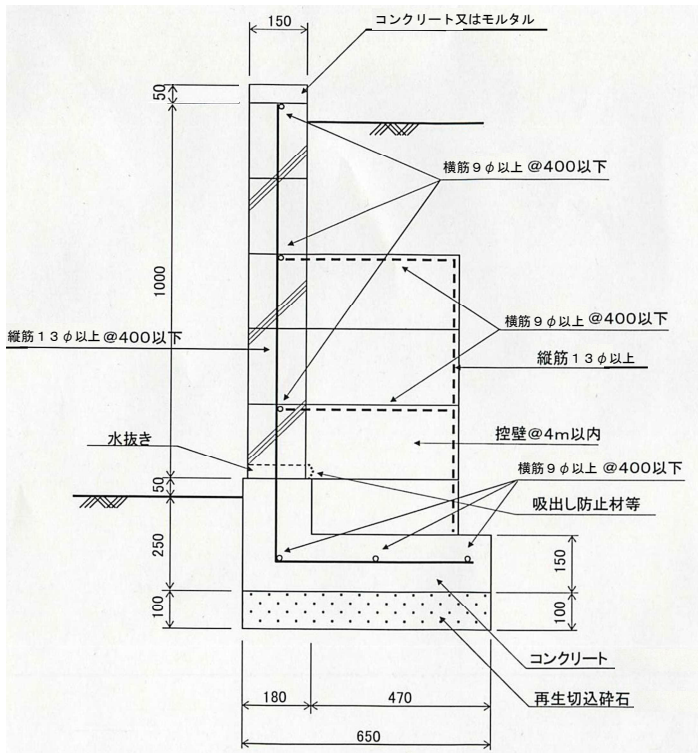
1 1 擁壁底版長

	底版長(cm)
5 段積	65
4 段積	
3 段積	50

1 2 標準図

ブロック 4, 5 段積 (控え壁@4.0m)

ブロック 3 段積 (控え壁なし)



(添付資料)

第4条 各種手続の申請時に、使用材料、計画段数等を示した構造図を添付するものとする。

2 完了検査時に、配筋、各種サイズ、防水塗装の状況等がわかる工事写真を提出するものとする。

【問合せ先】

担当名：和光市建築課 開発指導担当

住所：〒351-0192 和光市広沢 1-5 市役所 2 階

電話番号：048-424-9136 FAX：048-464-5577